証券コード:9763

丸紅建材リース株式会社



第47回　定時株主総会招集ご通知

○　開催日時　　平成27年６月24日（水曜日）午前10時
○　開催場所　　東京都港区芝公園２丁目５番20号
　　メルパルク東京　３階　「牡丹」

目　　次

第47回定時株主総会招集ご通知…… 1
株主総会参考書類…… 2
事業報告…… 8
連結計算書類…… 21
計算書類…… 33
監査報告書…… 43
株式についてのご案内…… 46

(証券コード9763)
平成27年６月３日

株　主　各　位

東京都港区芝公園２丁目４番１号
丸紅建材リース株式会社
代表取締役社長　清　水　教　博

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第47回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月23日午後５時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. 日　　時　平成27年６月24日（水曜日）午前10時
2. 場　　所　東京都港区芝公園２丁目５番20号
　　メルパルク東京　３階「牡丹」

本年より、株主総会ご出席の株主様へのお土産は取り止めとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 会議の目的事項
報告事項　1. 第47期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　2. 第47期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役７名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http：//www.mcml-maruken.com/）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、財務状況や通期の業績等を総合的に勘案したうえで次の通りといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金　銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金６円　　総額200,047,152円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月25日

第２号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役および監査役が期待される役割を十分発揮できるように、会社法第426条および第427条の定める取締役および監査役の責任免除制度に基づき、定款に第28条（取締役の責任免除）および第39条（監査役の責任免除）の規定を新設するものであります。

なお、定款第28条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
【　新　設　】	第28条（取締役の責任免除） 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 ②　当会社は、同法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。 第29条～第38条
【　新　設　】	第39条（監査役の責任免除） 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 ②　当会社は、同法第427条第１項の規定により、監査役との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。 第40条～第47条

第３号議案　取締役７名選任の件

現、取締役６名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、今後の経営体制の一層の強化を図るため、１名増員して取締役７名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	清水（しみず）　教博（のりひろ） (昭和25年３月21日生)	昭和49年６月　丸紅㈱入社 平成10年４月　同社開発建設第一部長 平成15年４月　同社執行役員、開発建設部門長 平成18年４月　同社常務執行役員、開発建設部門長 平成19年４月　同社常務執行役員、社長補佐、開発建設部門、金融・物流・新機能部門管掌役員 平成19年６月　同社代表取締役常務執行役員、社長補佐、開発建設部門、金融・物流・新機能部門管掌役員 平成20年４月　同社取締役常務執行役員、中国総代表、丸紅中国会社社長、北京支店長 平成20年６月　同社常務執行役員、中国総代表、丸紅中国会社社長、北京支店長 平成22年４月　当社顧問 平成22年６月　当社代表取締役社長 (現在に至る)	27,000株
2	齊藤（さいとう）　正視（まさみ） (昭和27年６月６日生)	昭和50年４月　丸紅㈱入社 平成18年４月　同社市場業務部長 平成21年４月　同社北海道支社長 平成23年４月　当社経営管理本部長 平成23年６月　当社取締役、経営管理本部長、環境安全部・海外事業部担当 平成24年４月　当社常務取締役、経営管理本部長、海外事業部担当 平成26年４月　当社常務取締役、経営管理本部長、海外事業部・環境安全部担当、監査部担当役員補佐 平成27年４月　当社専務取締役、経営管理本部長、海外事業部・環境安全部担当 (現在に至る)	19,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	おか もと たつ や 岡 本 達 哉 (昭和31年6月11日生)	昭和55年４月　当社入社 平成16年４月　当社名古屋支店長 平成22年４月　当社営業本部副本部長 平成22年６月　当社取締役、営業本部副本部長 平成22年10月　当社取締役、営業本部副本部長、東京本店長 平成25年４月　当社常務取締役、営業本部長 平成27年４月　当社専務取締役、営業本部長 (現在に至る)	17,000株
4	うら い よし ひこ 浦 井 芳 彦 (昭和31年７月10日生)	昭和55年４月　当社入社 平成15年１月　当社札幌支店長 平成23年10月　当社営業本部副本部長兼札幌支店長 平成25年４月　当社営業本部副本部長兼東京本店長兼営業第二部長 平成25年６月　当社取締役、営業本部副本部長、東京本店長、営業第二部長 平成27年４月　当社常務取締役、営業本部副本部長、東京本店長 (現在に至る) [重要な兼職の状況] 平成26年２月　協友リース㈱代表取締役	12,000株
5	いの だ ただし 猪 田 忠 (昭和34年12月17日生)	昭和57年４月　当社入社 平成21年４月　当社財経部長 平成26年６月　当社取締役、財経部長 平成27年４月　当社取締役、経営管理本部副本部長、財経部長、監査部担当役員補佐 (現在に至る)	8,000株
6	なか しま よし お ※中 嶋 義 雄 (昭和34年２月４日生)	昭和57年４月　当社入社 平成19年４月　当社技術開発部長 平成20年４月　当社営業本部東京本店技術部長 平成26年４月　当社工務統括本部長兼工事管理部長兼営業本部東京本店工事部長兼海外事業部長 平成27年４月　当社工務統括本部長兼工事管理部長兼営業本部東京本店工事部長 (現在に至る)	3,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	井ノ上（いのうえ）　雅弘（まさひろ） (昭和37年７月28日生)	昭和60年４月　丸紅㈱入社 平成19年４月　同社ヨハネスブルグ副支店長 平成22年４月　伊藤忠丸紅鉄鋼㈱出向 平成23年４月　丸紅㈱鉄鋼製品事業部長 平成23年６月　当社取締役 (現在に至る) 平成25年４月　丸紅㈱金属第一部門長代行兼鉄鋼製品事業部長 平成27年４月　同社鉄鋼製品事業本部長兼鉄鋼製品事業本部業務室長 (現在に至る)	0株

(注1)　各取締役候補者（７名）と当社との間には、特別の利害関係はありません。
(注2)　※印は新任候補者であります。
(注3)　井ノ上　雅弘氏は、社外取締役候補者であります。
(注4)　社外取締役候補者の選任理由について
井ノ上　雅弘氏は、鉄鋼業についての幅広い知識を有しており、当社の経営に有用であると判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
(注5)　井ノ上　雅弘氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。
(注6)　井ノ上　雅弘氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、責任限定契約を締結する予定であります。但し、第２号議案定款一部変更の件が承認可決されることを条件といたします。
なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する額となります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次の通りであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
黒田（くろだ）　崇（たかし） (昭和47年２月23日生)	平成６年４月　丸紅㈱入社 平成８年４月　同社経理部 平成19年10月　同社鉄鋼製品事業部 平成23年４月　同社鉄鋼製品事業部事業管理課長 平成27年４月　同社鉄鋼製品事業本部業務室副室長 (現在に至る)	0株

(注1)　補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注2)　黒田　崇氏は、社外監査役補欠候補者であります。

(注3)　補欠監査役候補者の選任理由について
黒田　崇氏は、法務・財務・会計に関する幅広い知識を有しており、当社の監査に反映していただくために、社外監査役の補欠候補者として選任をお願いするものであります。

(注4)　黒田　崇氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、責任限定契約を締結する予定であります。
但し、第２号議案定款一部変更の件が承認可決されることを条件といたします。
なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する額となります。

以　上

添付書類

事　業　報　告 (平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和により、企業収益や雇用・所得環境の改善傾向が続いているものの、消費増税による個人消費の低迷が長引いており、また急速な円安による輸入原材料の高騰や新興国経済の減速傾向などにより、先行きには不透明感が残る状況となっております。

当社グループが属する建設業界は、建設労働者や資機材不足による工事遅延・着工遅れや仕入コスト増の影響があり、また地域間での濃淡が見られるものの、首都圏の道路整備事業等の大型プロジェクトや東北地方の震災復興関連事業を中心に、全体として建設需要は堅調に推移しました。

このような経営環境のなか、当社グループは、中期経営計画の２年目となり「賃貸重視の営業力強化」をはじめとする重点施策に取り組み、安定的な収益の確保に努めました。国内では、賃貸単価は適正な水準には至らないものの前期比較で改善傾向が続いております。一方で、海外のタイ丸建株式会社は、タイ国の政情不安により、一部の工事案件で着工遅れなどの影響が見られましたが、年度後半以降緩やかに回復しています。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における業績は、売上高194億98百万円（前期比５億81百万円、3.1％増)、営業利益７億94百万円（同１億79百万円、29.2％増)、経常利益11億67百万円（同１億84百万円、18.8％増)、当期純利益８億37百万円（同26百万円、3.3％増)と増収増益になりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

① 重仮設事業

販売量を抑制した一方で、首都圏や東北地方を中心に賃貸稼働量が増加したため、売上高は151億88百万円（前期比２億17百万円、1.5％増)、賃貸単価の改善などによりセグメント利益は12億83百万円（同１億80百万円、16.4％増）となりました。

② 重仮設工事事業

一部工事案件の遅延・着工遅れはあるものの、全体としては大型建築工事が進捗したため、売上高は25億52百万円（同３億66百万円、16.8％増)、セグメント利益は96百万円（同29百万円、44.5％増）となりました。

③ 土木・上下水道施設工事等事業

官庁・民間工事ともに堅調に推移したため、売上高は17億73百万円（同２百万円、0.1％

増)、セグメント利益は64百万円（同17百万円、38.4%増）となりました。
（注）セグメント利益は、連結計算書類の営業利益と調整を行っております。

第46期（平成25年４月１日～平成26年３月31日）

（単位：百万円）

	重仮設	重仮設工事	土木・上下水道施設工事等	計	調整額	連　結
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	14,965	2,183	1,767	18,917	—	18,917
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	6	1	2	10	△10	—
計	14,971	2,185	1,770	18,927	△10	18,917
セグメント利益	1,102	67	46	1,216	△601	615

第47期（平成26年４月１日～平成27年３月31日）

（単位：百万円）

	重仮設	重仮設工事	土木・上下水道施設工事等	計	調整額	連　結
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	15,175	2,552	1,770	19,498	—	19,498
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	13	—	2	16	△16	—
計	15,188	2,552	1,773	19,514	△16	19,498
セグメント利益	1,283	96	64	1,445	△650	794

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額はリース資産を含め１億10百万円であり、その主な内訳は、当社市原工場他各工場の設備更新投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、社債の発行や増資等による特別の資金調達はありません。

なお、当社は、資金調達基盤の安定と効率化を図ることを目的に、平成27年２月24日にシンジケーション方式によるコミットメントライン契約（融資枠12億円）を締結しております。なお、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内景気は緩やかながら回復基調が持続することが予想されるものの、新興国経済の減速リスクや国際政治情勢などの不安定要素を抱えており、先行きには不透明感が残る状況となっております。

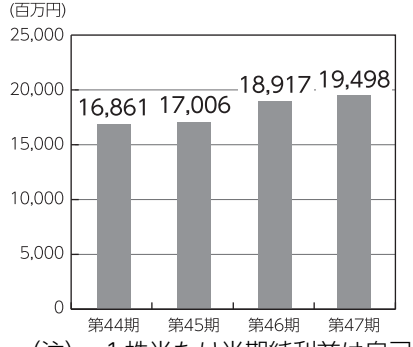
このような環境下、建設業界におきましては、引き続き震災復興需要や首都圏大型プロジェクト案件などを中心に、今後はオリンピック・パラリンピック関連の需要増も期待でき、建設投資は前年度と同様に堅調に推移することが見込まれます。一方で、建設技術者・労働者不足が長期化しており、仕入コスト増や、工事遅延・着工遅れが暫くの間続くことが予想され、特に第48期の上半期を中心に当社業績へ影響を及ぼすことが懸念されます。また、2020年以降はこれらの需要が減少するため、再び厳しい業界環境になると思われます。

当社におきましては、第48期は2013年度からスタートした３ヶ年を期間とする中期経営計画の最終年度となりますが、引き続き重点施策である「賃貸重視の営業力強化」、「木目細かい地域戦略の推進」、「人材の育成」、「連結ベースでの業容拡大」、「財務体質の強化」に取り組み、中長期間に亘り、安定的な収益を確保できる様に努めてまいります。

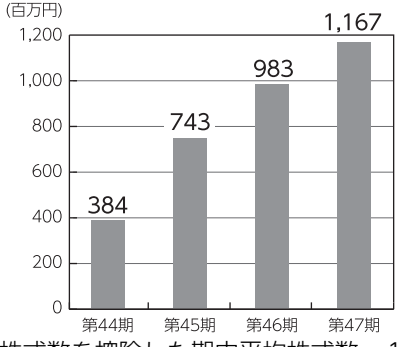
(5) 企業集団の財産および損益の状況の推移

項目＼期別	第44期 平成23年度	第45期 平成24年度	第46期 平成25年度	第47期 平成26年度 (当連結会計年度)
売上高（百万円）	16,861	17,006	18,917	19,498
経常利益（百万円）	384	743	983	1,167
当期純利益（百万円）	337	662	811	837
１株当たり当期純利益（円）	10.09	19.85	24.32	25.12
総資産（百万円）	28,824	29,505	30,784	31,308
純資産（百万円）	7,731	8,434	9,237	10,229
１株当たり純資産額（円）	231.54	252.82	277.02	306.81

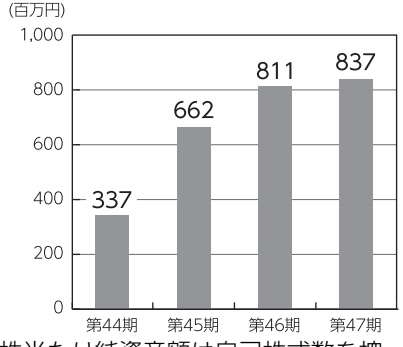
■売上高



■経常利益



■当期純利益



(注) １株当たり当期純利益は自己株式数を控除した期中平均株式数、１株当たり純資産額は自己株式数を控除した期末発行済株式数により算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社等の状況（平成27年３月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
興信工業株式会社	99百万円	100.0%	土木・上下水道施設工事、建築設備工事及び工場プラント工事
丸建工事株式会社	10百万円	100.0%	建設基礎工事用仮設鋼材の杭打抜・山留架設工事、地中連続壁工事等
丸建基礎工事株式会社	50百万円	100.0%	建設基礎工事用仮設鋼材の杭打抜・山留架設工事、地中連続壁工事等
東北工業株式会社	10百万円	100.0%	建設基礎工事用仮設鋼材の修理・加工
東播工業株式会社	10百万円	100.0%	建設基礎工事用仮設鋼材の修理・加工
九州レプロ株式会社	10百万円	100.0%	建設基礎工事用仮設鋼材の修理・加工

（注） 当社の子会社は上記６社であり、全て連結しております。

③ 関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
協友リース株式会社	30百万円	50.0%	建設基礎工事用仮設鋼材等の賃貸・販売等
THAI MARUKEN CO.,LTD.	20百万BAHT	49.0%	建設基礎工事用仮設鋼材等の賃貸・販売等

（注1） 当社の関連会社は上記２社であり、全て持分法を適用しております。
（注2） 持分法適用会社でありましたHIROSE MARUKEN VIETNAM COMPANY LIMITEDは、増資により当社の持分比率が低下したため、当連結会計年度より持分法適用の範囲から除外しております。

(7) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
重仮設事業	建設基礎工事用仮設鋼材等の賃貸、販売、修理、加工等
重仮設工事事業	建設基礎工事用仮設鋼材の杭打抜、山留架設工事、地中連続壁工事等
土木・上下水道施設工事等事業	土木・上下水道施設工事、建築設備工事及び工場プラント工事

(8) 主要な営業所および工場（平成27年３月31日現在）

① 当社

本　　社	東京都港区芝公園２丁目４番１号			
本店及び支店	東 京 本 店	(東京都港区)		
	北関東支 店	(埼玉県さいたま市)	千 葉 支 店	(千葉県市原市)
	横 浜 支 店	(神奈川県横浜市)	札 幌 支 店	(北海道札幌市)
	東 北 支 店	(宮城県仙台市)	名古屋支 店	(愛知県名古屋市)
	大 阪 支 店	(大阪府大阪市)	九 州 支 店	(福岡県福岡市)
営 業 所	函 館 営業所	(北海道函館市)	沖 縄 営業所	(沖縄県中頭郡)
	北九州営業所	(福岡県北九州市)		
工　　場	市 原 工 場	(千葉県市原市)	札 幌 工 場	(北海道北広島市)
	旭 川 工 場	(北海道上川郡)	仙 台 ヤード	(宮城県仙台市)
	稲 沢 工 場	(愛知県稲沢市)	岐 阜 工 場	(岐阜県安八郡)
	東 播 工 場	(兵庫県加古郡)	若 松 工 場	(福岡県北九州市)
	西 原 工 場	(沖縄県中頭郡)		

② 子会社

興信工業株式会社	(本社：神奈川県横浜市)	丸建工事株式会社	(本社：東京都港区)
丸建基礎工事株式会社	(本社：北海道北広島市)	東北工業株式会社	(本社：宮城県仙台市)
東播工業株式会社	(本社：兵庫県加古郡)	九州レプロ株式会社	(本社：福岡県北九州市)

(9) 従業員の状況

平成27年３月31日現在

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
264名	1名減

(注) 従業員数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社への出向者を含む就業人員数であります。

(10) 主要な借入先および借入額

平成27年３月31日現在

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,790 百万円
株式会社りそな銀行	1,790
株式会社常陽銀行	1,790
株式会社南都銀行	610
株式会社三井住友銀行	600
兵庫県信用農業協同組合連合会	600
株式会社千葉銀行	540
株式会社千葉興業銀行	520
株式会社紀陽銀行	510
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	500
明治安田生命保険相互会社	420

2. 会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　100,000,000株

（2）発行済株式の総数　33,341,192株(自己株式953,208株を除く)

（3）株主数　3,073名

（4）大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
丸紅株式会社	11,676 (千株)	35.02 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,231	9.69
明治安田生命保険相互会社	1,102	3.30
丸紅建材リース取引先持株会	909	2.72
株式会社りそな銀行	893	2.68
みずほ信託銀行株式会社	748	2.24
株式会社常陽銀行	748	2.24
株式会社みずほ銀行	652	1.95
ＪＦＥスチール株式会社	468	1.40
新日鐵住金株式会社	384	1.15

(注1)　上記以外に自己株式が953千株あります。
(注2)　持株比率は、自己株式（953千株）を控除して計算しております。
(注3)　上記の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は次のとおりであります。
　　日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社　　3,231千株

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(平成27年３月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	清水教博	
常務取締役	齊藤正視	経営管理本部長、海外事業部・環境安全部担当、監査部担当役員補佐
常務取締役	岡本達哉	営業本部長
取締役	浦井芳彦	営業本部副本部長、東京本店長、営業部長、協友リース㈱代表取締役
取締役	猪田忠	財経部長
取締役	井ノ上雅弘	丸紅㈱金属第一部門長代行兼鉄鋼製品事業部長
常勤監査役	小野信	
監査役	棚橋栄蔵	棚橋・小澤法律事務所
監査役	中川泰三	丸紅㈱鉄鋼製品事業部副部長

(注1) 取締役井ノ上雅弘氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
(注2) 監査役小野信、棚橋栄蔵および中川泰三の３氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
(注3) 監査役小野信氏は、長年にわたる事業会社運営管理などに関する幅広い知識・経験を通じて、法務・財務・会計および当社業務内容に関する相当程度の知見を有しております。
(注4) 監査役棚橋栄蔵氏は、弁護士の資格を有しており、法務・財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
(注5) 監査役中川泰三氏は、鉄鋼業および事業会社運営管理についての相当程度の知見を有しております。
(注6) 監査役棚橋栄蔵氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
(注7) 当事業年度中の取締役および監査役の異動
① 新任
取締役 猪田 忠 (平成26年６月24日付)
監査役 中川泰三 (平成26年６月24日付)
② 退任
専務取締役 真中 均 (平成26年６月24日付)
③ 辞任
監査役 外山史朗 (平成26年６月24日付)

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	支　給　人　員	報　酬　等　の　額
取　締　役 (うち社外取締役)	6名 (－名)	112百万円 (－百万円)
監　査　役 (うち社外監査役)	2名 (2名)	20百万円 (20百万円)

(注1)　報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額として費用処理した23百万円を含んでおります。
(注2)　上記の取締役の支給人員には、平成26年6月24日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
(注3)　上記のほか、平成18年6月23日開催の定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額として、当事業年度中に退任した取締役1名に対して7百万円を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

①　重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役井ノ上雅弘氏は、丸紅㈱金属第一部門長代行及び鉄鋼製品事業部長を兼任しており、社外監査役中川泰三氏は、丸紅㈱鉄鋼製品事業部副部長を兼任しております。丸紅㈱は当社株式の持株比率35.02%を所有する当社の「その他の関係会社」でありますが、関連当事者との取引として開示すべき事項はありません。また、社外監査役棚橋栄蔵氏の兼職先である棚橋・小澤法律事務所と当社との間での、取引関係はありません。

②　当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　名	主　な　活　動　状　況
社外取締役	井ノ上　雅弘	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
社外監査役	小　野　信	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会18回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
社外監査役	棚　橋　栄　蔵	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会18回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
社外監査役	中　川　泰　三	社外監査役就任後開催の取締役会13回の全てに出席し、また、社外監査役就任後開催の監査役会13回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	33百万円
当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また実質的にも区分できないため、会計監査人に支払ったこれらの報酬の総額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められた場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合に、取締役会は監査役会の同意又は請求により、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案致します。

5. 会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社が業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会において決議した事項は次の通りです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は経営理念を以下の３項目とする。
・私達は、社会・株主に対して存在価値の高い会社を目指します。
・私達は、顧客より高い評価と信頼を受ける会社を目指します。
・私達は、厳しい中にも公正で夢と誇りを持てる会社を目指します。
これらの考え方を役員・使用人に周知・徹底させ、企業としての社会的責任を果たす。

② 当社はコンプライアンス委員会を設置のうえ、コンプライアンス・マニュアルを作成し、コンプライアンス体制を確立する。また、コンプライアンス体制の一環として当社の顧問弁護士を窓口とする内部通報制度を設け、その周知を図るとともに、社内において研修等を通じ役員・使用人のコンプライアンス意識の醸成に努める。

③ 内部監査部門である社長直轄組織の監査部は、コンプライアンス体制についての監査を行う。

④ 役員・使用人の職務の執行において法令違反等が生じた場合、役員については取締役会、監査役会において、使用人については賞罰委員会に諮った上で、諸規程などに則り、厳正な処分を行う。

⑤ 当社及び当社の子会社の財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効且つ適切な提出に向け、内部統制システムを構築するとともに、その仕組みが適正に機能していることを継続的に評価し、必要に応じ是正を行う。

⑥ 当社は社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の排除に向け、毅然とした態度で臨み一切の関係を遮断しており、そのための社内組織・体制を整えるとともに、外部専門機関との連携を強化する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関しては、「文書管理規程」にて定める。

② 取締役及び監査役は、それらの情報を常時閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 取締役及び各職位にある使用人は、「職務権限規程」において明確化された業務分掌に基づいて業務運営を行う。

② 取締役会は、少なくとも年に１度、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事象への対応についてリスク分析を行い、対応体制をレビューする。

③　与信、事故、情報システム等のリスクに関しては、「与信管理規程」、「安全衛生管理規程」、「情報セキュリティ対策規程」を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行う。なお、様々な理由に起因するレピュテーションリスクについては、コンプライアンス体制の一層の強化等によりリスク管理を行う。
④　子会社の事業運営やリスク管理体制等に関しては、各所管部店長が助言・指導を行う。
⑤　監査部は、リスク管理体制についての監査を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　会社の意思決定の効率性を確保するために、「職務権限規程」、「稟議規程」、「予算管理規程」等を定める。
②　取締役会を月１回以上適宜開催し、迅速な意思決定と効率的な職務執行を行う。
③　取締役会の決議による重要基本方針に基づき、当社の経営方針、各業務の執行方針を協議するとともに、取締役会に諮る稟議事項の事前審議を行うため、常勤取締役、常勤監査役及び社長が任命した者によって構成される経営会議を設ける。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　当社は、当社及び子会社をもって企業集団を形成する。これらの子会社の管理に関しては、「関係会社管理規程」を制定し、内部統制システム体制を整備する。また、リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、グループ全体の業務の適正化を図る。
②　子会社については、経営企画部が業務全般を総括するとともに、子会社毎に所管部店を定め、適切な管理を行う。また、定期的に関係会社連絡会を開催し、その中で各子会社は、業務執行状況や財務状況等を当社へ報告する。
③　当社コンプライアンス委員会及び所管部店は子会社のコンプライアンス活動の支援及び指導を行う。当社の顧問弁護士を窓口とする内部通報制度は、全ての子会社の役員・使用人が利用することができる。
④　監査部は、子会社について業務の適正が確保されているかについての監査を行う。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①　監査役の事務局業務は経営企画部の担当としており、その旨を「職務権限規程」に定めている。
②　監査役の事務局担当部署の決定・変更に関しては、監査役と事前に協議し同意を得る。
③　監査役の職務を補助すべき使用人の、取締役からの独立性及び監査役からの指揮命令権を確保しており、その旨を「監査役監査基準」に定めている。

(7) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告する。なお、監査役への報告は、原則として常勤監査役に対して行う。
・全社的に影響を及ぼす重要事項
・内部統制に関わる活動概要
・監査部の内部監査の結果
・重要な会計方針・会計基準及びその変更
・コンプライアンス・マニュアルに基づく報告・運用の内容

② 監査役が、取締役会以外に出席すべきと判断する重要会議（コンプライアンス委員会、経営会議、全店会議、工場長会議等）について、それらに関わる役職員は事前の連絡等を周知徹底する。

③ 内部通報制度を利用した報告者が不利益な処遇が為されることがないよう会社が保証する旨を、コンプライアンス・マニュアルにおいて定めている。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役と監査役の意見交換会を定期的に開催し、経営課題・監査役監査の環境整備の状況・監査上の重要課題等について意見交換を行う。

② 監査役が、必要に応じて会計監査人・顧問弁護士等との意思疎通を十分に行える体制を確保する。

③ 監査役が職務の執行上必要と認める緊急又は臨時の費用に関しては、会社の負担とする旨を「監査役監査基準」に定めている。

④ 監査部は、監査の方針・計画について監査役と事前協議を行い、内部監査結果の報告を含め、緊密に連携する。

⑤ 総務人事部法務審査課、環境安全部は、夫々担当するリスク管理に関わる事項を、常勤監査役に定期的に報告する。

（注）本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年３月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
流動資産	**19,546**	**流動負債**	**15,258**
現金及び預金	1,244	支払手形及び買掛金	6,455
受取手形及び売掛金	7,620	短期借入金	5,400
建設機材	9,831	1年内返済予定の長期借入金	1,355
商品	65	リース債務	67
材料貯蔵品	299	未払法人税等	69
未成工事支出金	162	未払費用	892
繰延税金資産	92	未成工事受入金	443
その他	307	賞与引当金	8
貸倒引当金	△ 79	役員賞与引当金	25
		その他	540
固定資産	**11,762**	**固定負債**	**5,821**
有形固定資産	**9,161**	長期借入金	4,510
建物及び構築物	727	リース債務	116
機械装置及び運搬具	184	繰延税金負債	56
土地	8,042	再評価に係る繰延税金負債	999
リース資産	174	退職給付に係る負債	138
その他	32	**負債合計**	**21,079**
		純資産の部	
無形固定資産	**12**	**株主資本**	**8,016**
ソフトウェア	12	**資本金**	**2,651**
その他	0	**資本剰余金**	**924**
		利益剰余金	**4,574**
投資その他の資産	**2,589**	**自己株式**	**△ 134**
投資有価証券	2,416	**その他の包括利益累計額**	**2,212**
長期貸付金	2	**その他有価証券評価差額金**	**237**
長期前払費用	2	**土地再評価差額金**	**1,922**
その他	238	**為替換算調整勘定**	**12**
貸倒引当金	△ 70	**退職給付に係る調整累計額**	**39**
		純資産合計	**10,229**
資産合計	**31,308**	**負債及び純資産合計**	**31,308**

連結損益計算書

（自　平成26年4月1日
至　平成27年3月31日）

科目	内訳	金額
売上高	百万円	19,498 百万円
売上原価		16,623
売上総利益		**2,874**
販売費及び一般管理費		2,080
営業利益		**794**
営業外収益		466
受取利息及び受取配当金	10	
受取地代家賃	26	
持分法による投資利益	358	
貸倒引当金戻入額	29	
その他	41	
営業外費用		93
支払利息	75	
その他	17	
経常利益		**1,167**
特別損失		1
ゴルフ会員権評価損	1	
税金等調整前当期純利益		**1,166**
法人税、住民税及び事業税	100	
法人税等調整額	228	329
少数株主損益調整前当期純利益		**837**
当期純利益		**837**

連結株主資本等変動計算書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,651	924	3,919	△ 133	7,362
会計方針の変更による累積的影響額			△ 55		△ 55
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,651	924	3,864	△ 133	7,306
当期変動額					
剰余金の配当			△ 133		△ 133
当期純利益			837		837
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分		0		0	0
持分法適用会社の減少による利益剰余金増加高			6		6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	0	710	△ 0	710
当期末残高	2,651	924	4,574	△ 134	8,016

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	140	1,820	△ 65	△ 20	1,874	9,237
会計方針の変更による累積的影響額						△ 55
会計方針の変更を反映した当期首残高	140	1,820	△ 65	△ 20	1,874	9,181
当期変動額						
剰余金の配当						△ 133
当期純利益						837
自己株式の取得						△ 0
自己株式の処分						0
持分法適用会社の減少による利益剰余金増加高						6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	97	102	77	60	337	337
当期変動額合計	97	102	77	60	337	1,048
当期末残高	237	1,922	12	39	2,212	10,229

連　結　注　記　表
連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

子会社は全て連結しており、その数は６社であります。その会社名は、興信工業㈱・丸建工事㈱・丸建基礎工事㈱・東北工業㈱・東播工業㈱・九州レプロ㈱であります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 関連会社は全て持分法を適用しており、その数は２社であります。その会社名は、協友リース㈱・THAI MARUKEN CO.,LTD.であります。
なお、持分法適用会社でありましたHIROSE MARUKEN VIETNAM COMPANY LIMITEDは、増資により当社の持分比率が低下したため、当連結会計年度より持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、興信工業㈱・丸建基礎工事㈱・東北工業㈱・東播工業㈱・九州レプロ㈱の決算日は12月31日であります。
連結計算書類の作成に当たっては、それぞれ同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
時価のないもの……移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法
時価法によっております。

③ 建設機材の評価基準及び評価方法
購入年度別、総平均法による原価から定額法による減耗費を控除した額（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

④ たな卸資産の評価基準及び評価方法
通常の販売目的で保有するたな卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
a.商品、材料貯蔵品……総平均法によっております。
b.未成工事支出金……個別法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	３年～50年
機械装置及び運搬具	２年～18年
その他（工具、器具及び備品）	２年～20年

また、平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④ 長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案した信用格付けに基づく引当率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。ただし、当社は賞与支給見込額を未払費用として計上しております。

③ 役員賞与引当金……当社及び連結子会社１社は、支給される役員賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法

会計基準変更時差異（619百万円）は、15年による定額法により費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準)

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① ヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理によっております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段…金利スワップ取引

・ヘッジ対象…借入金金利

(ハ) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度等を定めた社内管理規程に基づき、金利リスクの軽減、資金調達コストの低減を目的に金利スワップ取引を行っております。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税は税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が86百万円増加し、利益剰余金が55百万円減少しております。なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

（追加情報）

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降に解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.64%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは33.10%、平成28年４月１日以降のものについては32.34%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）が４百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が18百万円、その他有価証券評価差額金が11百万円、退職給付に係る調整累計額が２百万円それぞれ増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債が102百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産減価償却累計額 5,943百万円

2. 保証債務

当社従業員の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

従業員（住宅資金） 32百万円

3. 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、平成14年３月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年３月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

（再評価の方法）

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に時点修正等の合理的な調整を行って算定しております。

再評価を行った年月日 平成14年３月31日

再評価を行った土地の期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 2,501百万円

なお、「再評価を行った土地の期末における時価」は不動産鑑定評価を基礎とし、地価公示価格の推移を勘案して時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

4. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書に関する注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	34,294,400	―	―	34,294,400

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
平成26年６月24日定時株主総会	普通株式	133	4	平成26年３月31日	平成26年６月25日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
平成27年６月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案することを予定しております。

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成27年６月24日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	200	6	平成27年３月31日	平成27年６月25日

3. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主として建設基礎工事用仮設鋼材の賃貸及び販売、並びに修理・加工・運送等を行うための工場等の設備投資計画に基づいて、必要な資金を金融機関からの長期借入金を中心に調達しております。短期的な運転資金については、金融機関からの短期借入金を中心に調達しており、一時的な余資資金は、手許流動性を確保するため現金及び預金として保有するか、または借入金の返済に充当することとしております。

なお、当社グループは、デリバティブ取引についてはデリバティブ取引管理規程を定め、リスクをヘッジする目的のみで行うこととしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その大半の支払期日が１年以内であります。なお、当社グループは当連結会計年度末において、為替変動リスクがある外貨建ての営業債権及び営業債務は保有しておりません。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金調達や運転資金を目的としたものであり、借入金の返済予定日は最長で５年後であります。なお、これら営業債務や借入金及びリース債務について、流動性リスクを認識しております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、借入金の将来の金利市場における金利上昇による変動リスクを回避することを目的とした金利スワップ取引に限定しており、ヘッジ会計を適用しておりますが、市場価格の変動リスクに晒されております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「４.会計処理基準に関する事項（6）その他連結計算書類の作成のための重要な事項①ヘッジ会計の方法」を参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程である与信管理規程に基づき、営業債権について総務人事部法務審査課が全取引先の財務状態や経営成績を定期的に精査した上で、そのランク付けを行っております。そして、そのランク付けに応じた信用限度額や鋼材貸出限度、貸倒引当金繰入額を定めております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて同様の管理を行っております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、格付けの高い国内の金融機関に限定しており、相手先の契約不履行による信用リスクはほとんどないと判断しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握するとともに、四半期毎に経営会議においてその取引実績を報告しております。
また、デリバティブ取引についても、社内規程であるデリバティブ取引管理規程に基づき、その取引状況を四半期毎に経営会議において報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は、期初に開催される取締役会において年間の資金調達方針を審議の上決定しております。また、より効率的な資金管理を行い、キャッシュ・フロー経営を徹底するために、月次単位で資金予算を管理するなど、資金予算制度の充実を図っております。加えて、資金調達基盤の安定と効率化を図ることを目的に、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする金融機関３行との間で総額1,200百万円のコミットメントライン契約を締結しており、これらの諸施策を実行し手許流動性を確保することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2.金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち29.5％が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めておりません。((注２）を参照下さい)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,244	1,244	―
(2) 受取手形及び売掛金	7,620	7,620	―
(3) 投資有価証券 その他有価証券	602	602	―
資産計	9,468	9,468	―
(1) 支払手形及び買掛金	6,455	6,455	―
(2) 短期借入金	5,400	5,400	―
(3) １年内返済予定の長期借入金	1,355	1,355	―
(4) 長期借入金	4,510	4,483	△ 26
負債計	17,720	17,694	△ 26
(5) デリバティブ取引	―	―	―

(注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

① 資産

(1) 現金及び預金、並びに（2）受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

② 負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、並びに（3）１年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（③デリバティブ取引参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

③ デリバティブ取引
ヘッジ会計が適用されているもの

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額の内1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	2,840	1,400	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（関連会社株式を含む）	1,813

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年内	1年超5年内	5年超10年内	10年超
現金及び預金	1,244	—	—	—
受取手形及び売掛金	7,620	—	—	—
合計	8,865	—	—	—

(注4) 長期借入金（1年以内に返済予定の長期借入金を含む)、リース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年内	1年超2年内	2年超3年内	3年超4年内	4年超5年内
長期借入金	1,355	2,270	1,280	630	330
リース債務	67	59	35	18	3
合計	1,422	2,329	1,315	648	333

一株当たり情報に関する注記

一株当たりの純資産額　306円81銭
一株当たりの当期純利益金額　25円12銭

貸借対照表

(平成27年３月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
流動資産	**18,206**	**流動負債**	**14,370**
現金及び預金	759	支払手形	1,611
受取手形	2,320	買掛金	4,258
売掛金	4,639	短期借入金	5,400
建設機材	9,831	一年内返済予定の長期借入金	1,355
商品	65	リース債務	48
材料貯蔵品	299	未払法人税等	46
前渡金	198	未払費用	887
前払費用	50	未成工事受入金	73
繰延税金資産	80	役員賞与引当金	23
短期貸付金	2	預り金	37
その他	34	前受金	326
貸倒引当金	△ 76	その他	301
固定資産	**10,298**	**固定負債**	**5,794**
有形固定資産	**9,019**	長期借入金	4,510
建物	567	リース債務	85
構築物	160	再評価に係る繰延税金負債	999
機械及び装置	176	退職給付引当金	198
車両運搬具	4	**負債合計**	**20,164**
工具、器具及び備品	28	純資産の部	
土地	7,955		
リース資産	126	**株主資本**	**6,180**
無形固定資産	**10**	**資本金**	**2,651**
ソフトウェア	10	**資本剰余金**	**924**
電話加入権	0	資本準備金	662
投資その他の資産	**1,268**	その他資本剰余金	261
投資有価証券	760	**利益剰余金**	**2,738**
関係会社株式	234	その他利益剰余金	2,738
長期貸付金	197	別途積立金	1,180
破産更生債権等	39	繰越利益剰余金	1,558
長期前払費用	2	**自己株式**	**△ 134**
繰延税金資産	14	**評価・換算差額等**	**2,160**
敷金及び保証金	138	**その他有価証券評価差額金**	**237**
会員権	56	**土地再評価差額金**	**1,922**
貸倒引当金	△ 176	**純資産合計**	**8,340**
資産合計	**28,505**	**負債及び純資産合計**	**28,505**

損 益 計 算 書

（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

科目	内訳	金額
売上高	百万円	17,548 百万円
売上原価		14,913
売上総利益		**2,635**
販売費及び一般管理費		1,965
営業利益		**669**
営業外収益		351
受取利息及び受取配当金	222	
貸倒引当金戻入額	62	
その他	66	
営業外費用		94
支払利息	77	
その他	17	
経常利益		**927**
特別損失		1
ゴルフ会員権評価損	1	
税引前当期純利益		**926**
法人税、住民税及び事業税	67	
法人税等調整額	242	309
当期純利益		**616**

株主資本等変動計算書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,651	662	261	924	1,180	1,130	2,311	△ 133	5,753
会計方針の変更による累積的影響額						△ 55	△ 55		△ 55
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,651	662	261	924	1,180	1,075	2,255	△ 133	5,698
当期変動額									
剰余金の配当						△ 133	△ 133		△ 133
当期純利益						616	616		616
自己株式の取得								△ 0	△ 0
自己株式の処分			0	0				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	0	0	—	483	483	△ 0	482
当期末残高	2,651	662	261	924	1,180	1,558	2,738	△ 134	6,180

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	140	1,820	1,960	7,714
会計方針の変更による累積的影響額				△ 55
会計方針の変更を反映した当期首残高	140	1,820	1,960	7,659
当期変動額				
剰余金の配当				△ 133
当期純利益				616
自己株式の取得				△ 0
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	97	102	199	199
当期変動額合計	97	102	199	681
当期末残高	237	1,922	2,160	8,340

個 別 注 記 表
重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法によっております。

②その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……移動平均法による原価法によっております。

（2）デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

（3）建設機材の評価基準及び評価方法

購入年度別、総平均法による原価から定額法による減耗費を控除した額（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

（4）たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

・商品、材料貯蔵品……総平均法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）……定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３年～45年
構築物	３年～50年
機械及び装置	２年～18年
車両運搬具	２年～６年
工具、器具及び備品	２年～20年

また、平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

（2）無形固定資産（リース資産を除く）……定額法によっております。ただし自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

（3）リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（4）長期前払費用……均等償却によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率を勘案した信用格付けに基づく引当率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金……支給される役員賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法

会計基準変更時差異（619百万円）は、15年による定額法により費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準)

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法) を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（1）退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

（2）ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段…金利スワップ取引

・ヘッジ対象…借入金金利

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度等を定めた社内管理規程に基づき、金利リスクの軽減、資金調達コストの低減を目的に金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

（3）消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式を採用しております。

（会計方針の変更）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。）を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が86百万円増加し、繰越利益剰余金が55百万円減少しております。なお、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

（追加情報）

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降に解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.64%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは33.10%、平成28年４月１日以降のものについては32.34%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）が６百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が17百万円、その他有価証券評価差額金が11百万円それぞれ増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債が102百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

貸借対照表に関する注記

（注１）有形固定資産減価償却累計額　5,644百万円
（注２）関係会社に対する短期金銭債権　364百万円
（注３）関係会社に対する長期金銭債権　195百万円
（注４）関係会社に対する短期金銭債務　377百万円
（注５）保証債務
当社従業員の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。
従業員（住宅資金）　32百万円
（注６）土地の再評価
土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、平成14年３月31日に事業用の土地の再評価を行っております。
なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年３月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
(再評価の方法)
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に時点修正等の合理的な調整を行って算定しております。

再評価を行った年月日	平成14年３月31日
再評価を行った土地の期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額	2,501百万円

なお、「再評価を行った土地の期末における時価」は不動産鑑定評価を基礎とし、地価公示価格の推移を勘案して時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。
（注７）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書に関する注記

（注１）関係会社への売上高　537百万円
（注２）関係会社からの仕入高　606百万円
（注３）関係会社との営業取引以外の取引高　241百万円
（注４）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

（注１）当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普　通　株　式　　953,208株

（注２）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

減損損失	102百万円
退職給付引当金	65百万円
貸倒引当金	54百万円
未払賞与	50百万円
関係会社株式評価損	24百万円
ゴルフ会員権評価損	15百万円
繰越欠損金	14百万円
未納事業税	5百万円
その他	10百万円
繰延税金資産小計	343百万円
評価性引当額	△ 134百万円
繰延税金資産合計	209百万円

（繰延税金負債）

その他有価証券評価差額金	113百万円
繰延税金負債合計	113百万円
繰延税金資産の純額	95百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	丸建基礎工事㈱	直　接 100.0% 間　接 ―	資金の貸付 当社従業員兼任３名 当社従業員出向１名	長期貸付金の回収	44	長期貸付金	195
				利息の受取	1	未収収益	0
子会社	興信工業㈱	直　接 100.0% 間　接 ―	余剰資金の預り 当社従業員兼任２名 当社従業員出向２名	余剰資金の預り	400	その他の流動負債	100
				余剰資金の返済	500		
				利息の支払	1	未払費用	0
関連会社	THAI MARUKEN CO.,LTD.	直　接 49.0% 間　接 ―	当社からの技術指導及び銀行借入に対する債務保証 当社従業員兼任１名 当社従業員出向２名	技術指導料	15	未収収益	12
				保証料の受入(注 2)	0		
関連会社	協友リース㈱	直　接 50.0% 間　接 ―	当社からの鋼材の販売及び当社への鋼材の賃貸、販売 当社役員兼任２名 当社従業員出向２名	鋼材の販売	451	売掛金	289
						未収収益	22
				鋼材の賃借及び仕入	315	買掛金	58
						未払費用	116

(注1) 上記金額は、取引金額には消費税等を含んでおりません。また、期末残高のうち協友リース㈱に係るものは消費税等を含んでおり、それ以外の会社に係るものは消費税等を含んでおりません。

(注2) THAI MARUKEN CO.,LTD.の当期中の銀行借入に対して債務保証を行ったものであり、年率0.2%の保証料を受領しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

鋼材の販売、賃借及び仕入については、市場価格に基づきその都度交渉の上決定しております。

一株当たり情報に関する注記

一株当たりの純資産額	250円17銭
一株当たりの当期純利益金額	18円49銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月７日

丸紅建材リース株式会社
　取　締　役　会　　御　中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　野　純　司　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福　島　　力　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、丸紅建材リース株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸紅建材リース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月７日

丸紅建材リース株式会社
　取　締　役　会　　御　中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　野　純　司　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福　島　　力　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、丸紅建材リース株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月７日

丸紅建材リース株式会社　監査役会

常勤監査役　小　野　　信　㊞

監　査　役　棚　橋　栄　蔵　㊞

監　査　役　中　川　泰　三　㊞

(注) 監査役　小野　信、棚橋栄蔵、中川泰三は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株式についてのご案内

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月中
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社　本店証券代行部

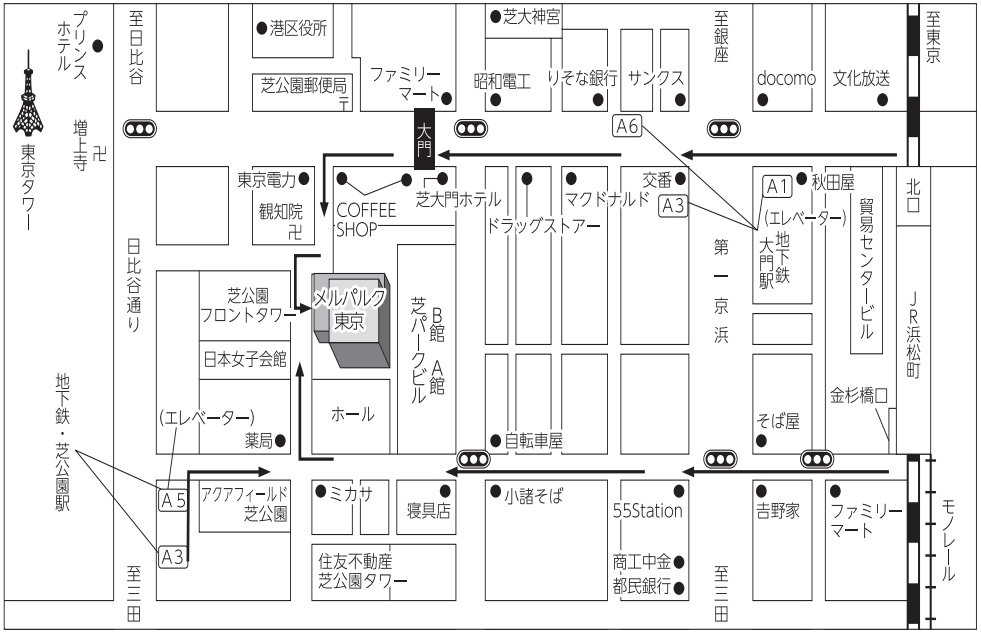
	証券会社等に口座をお持ちの場合	証券会社等に口座をお持ちでない場合 (特別口座の場合)
郵便物送付先	お取引の証券会社等になります。	〒168-8507　東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行　証券代行部
電話お問合せ先		フリーダイヤル　0120-288-324 (土・日・祝日を除く9：00～17：00)
各種手続お取扱店 (住所変更、株主配当金受取り方法の変更等)		みずほ証券 本店、全国各支店および営業所 プラネットブース（みずほ銀行内の店舗）でもお取り扱いいたします。 ＊カスタマープラザではお取り扱いできませんのでご了承ください。 みずほ信託銀行 本店および全国各支店 ＊トラストラウンジではお取り扱いできませんのでご了承ください。
未払配当金のお支払	みずほ信託銀行　本店および全国各支店 みずほ銀行　本店および全国各支店 (みずほ証券では取次のみとなります)	
ご注意	支払明細発行については、右の「特別口座の場合」の郵便物送付先・電話お問合せ先・各種手続お取扱店をご利用ください。	特別口座では、単元未満株式の買取・買増以外の株式売買はできません。証券会社等に口座を開設し、株式の振替手続を行っていただく必要があります。

単元未満株式の買増制度のご案内

当社は単元未満株式（1,000株未満）ご所有の株主の皆様のご便宜を図るため、「単元未満株式の買増制度」を導入しております。お手続の詳細は当社株主名簿管理人（みずほ信託銀行株式会社）へお問合せください。

第47回定時株主総会会場ご案内図

会　場：　東京都港区芝公園２丁目５番20号
メルパルク東京　３階「牡丹」
電話　03（3433）7211



（交通）　●JR・モノレール
浜松町駅（北口）より徒歩10分
●都営地下鉄三田線
芝公園駅より徒歩５分
●都営地下鉄浅草線・大江戸線
大 門 駅より徒歩７分

本年より、株主総会ご出席の株主様へのお土産は取り止めとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

Marubeni
Construction Material
Lease

丸紅建材リース株式会社
〒105-0011　東京都港区芝公園二丁目４番１号
TEL 03-5404-8200
（URL　http://www.mcml-maruken.com/）